「北海道GX推進税制」について

対象事業について（GX事業） ※北海道全域

○GX事業については、北海道の有する再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業として、下記の9つの分野及び業種等に該当するものを対象とする。

● 北海道の有する再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業

対象分野	対象業種（日本標準産業分類中分類）	事業内容
①洋上風力関連産業	電気業、プラスチック製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、技術サービス業、その他の教育、学習支援業、機械等修理業	左記に関連する**研究開発、製品開発、製品の生産、製造又はサービスの供給に関する事業（これらの事業に必要な設備の整備又は保守、運営を含む。）** なお、対象範囲は、それぞれの分野によって異なります。 ※対象範囲の例 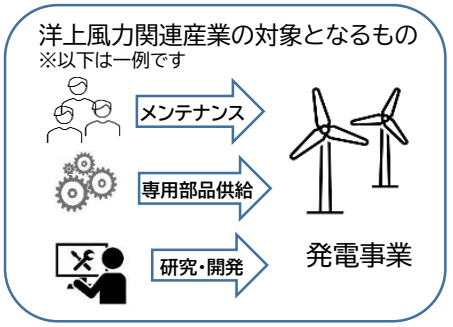 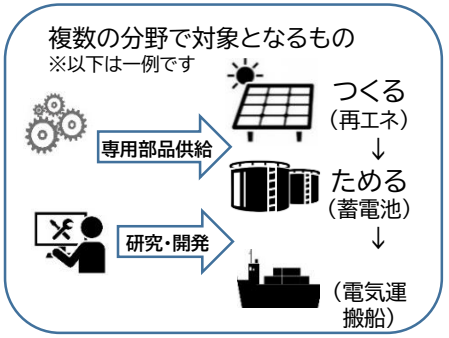
②合成燃料関連産業	化学工業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の小売業、技術サービス業、機械等修理業	
③水素関連産業	ガス業、化学工業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業、その他の小売業、その他サービス業、技術サービス業、機械等修理業	
④蓄電池関連産業	電気業、化学工業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業	
⑤次世代半導体関連産業	化学工業、窯業・土石製品製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業	
⑥データセンター関連産業	通信業、技術サービス業	
⑦海底直流送電関連産業	電気業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	
⑧電気又は水素運搬船関連産業	電気業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、技術サービス業	
⑨再生可能エネルギー関連産業※	電気業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業	

※「北海道地球温暖化防止対策条例」で定める再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱　等）

「北海道GX推進税制」について

対象事業について（金融事業）　※札幌市内のみ

○金融事業については、金融商品取引法に規定する次に掲げる事業のうち、北海道の再生可能エネルギーの潜在力を活用するGX産業への投資を呼び込む事業を対象とする。
○官民データ活用推進基本法に規定する人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス（IoT）活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術等を用いて行う事業（フィンテック）を対象とする。

● 金融商品取引法に定める事業のうち、北海道の再生可能エネルギーの潜在力を活用するGX産業への投資を呼び込む事業

対象事業		対象事業のイメージ
第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業	道内GX事業者の有価証券の引受け、募集・私募の取扱い （例：証券会社、ファンドや信託受益権の販売会社）	
投資助言・代理業	投資助言の一部を道内GX事業に関する助言とするもの （例：投資顧問など）	
投資運用業 適格機関投資家等特例業務 海外投資家等特例業務	運用資産の一部を道内GX事業者の有価証券への投資に充てるもの	

● 官民データ活用推進基本法に定める金融機能の強化集積に資するフィンテック事業

対象事業	イメージ（一例）
AI、IoT、クラウドなど情報技術を用いて行う、革新的な金融サービスを提供するものであって、金融に関する業務効率化やイノベーションの創出に資する事業	

対象事業者と税目について

○対象事業者は、道内でGX事業の設備投資を行う事業者や、道内で新たにGX事業を実施する事業者を対象とすることで、道内事業者の事業拡大や参入促進はもとより、道外事業者の立地促進を支援。
○対象税目は、**道税は法人道民税**(均等割除く)、**法人事業税、道固定資産税、不動産取得税**
(参考:札幌市税は法人市民税(均等割除く)**、事業所税、固定資産税、都市計画税)**

	事業者の具体的な範囲・条件	対 象 税 目(道税・札幌市税)
北海道内 GX事業	**1 道内で既にGX事業に取り組む事業者** ・道内で工場や事務所などの設備投資を行う事業者	**(道税)不動産取得税、道固定資産税** (市税)都市計画税、固定資産税
	2 道内で新たにGX事業を実施する事業者 ・道内で新分野・新事業として参入する事業者 ・道外から道内に進出する事業者 ・道内で創業する事業者 ・道内のスタートアップ事業者 (設立から5年以内で革新的な事業を行うと認定された事業者)	**(道税)法人道民税、法人事業税** (市税)法人市民税、事 業 所 税 ※工場や事務所などの設備投資を行う場合は **(道税)不動産取得税、道固定資産税** (市税)都市計画税、固定資産税も適用可
札幌市内 金融事業	**1 札幌市内で新たに金融事業を実施する事業者** ・札幌で創業する事業者 ・札幌で新事業として参入する事業者 ・道外から札幌に進出する事業者 ・札幌のスタートアップ事業者 (設立から5年以内で革新的なフィンテック事業を行うと認定された事業者)	**(道税)法人道民税、法人事業税** (市税)法人市民税、事業所税

「北海道GX推進税制」について

優遇期間・税率・制度期間について

○他県の制度も念頭に、本道の再エネ等のポテンシャルや特区による規制緩和に加え、税制優遇と企業立地補助金をはじめとした支援施策により、本道の立地優位性を確保していくことが必要。
○事業着手に多額のコストがかかる、また、事業の予見可能性が低く、収益化までに長期を要するGX事業の特性を踏まえると、中長期的な支援がGX産業振興の観点からも有効。
○以上を踏まえ、GX事業では、道税（法人道民税・法人事業税・道固定資産税）、市税（法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税）の**優遇期間・税率を10年間（1～5年目最大全額免除、6年目以降最大1/2免除）**とする。道税の不動産取得税は、**取得時全額免除**とする。金融事業は、道税（法人道民税・法人事業税）、市税（法人市民税・事業所税）を**優遇期間・税率を10年間（最大全額免除）**とする。

税　目	道　税	法人道民税・法人事業税・道固定資産税 （均等割除く）　（金融事業除く）	不動産取得税 （金融事業除く）
	市　税	法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税 （均等割除く）　（金融事業除く）　（金融事業除く）	
優遇期間・税率	GX事業	10年間（1～5年目最大全額免除、6年目以降最大1/2免除）	取得時全額免除
	金融事業	10年間（最大全額免除）	

○国の「GX実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、本税制優遇の**制度実施期間を2032年度**までとする。

《期間のイメージ》

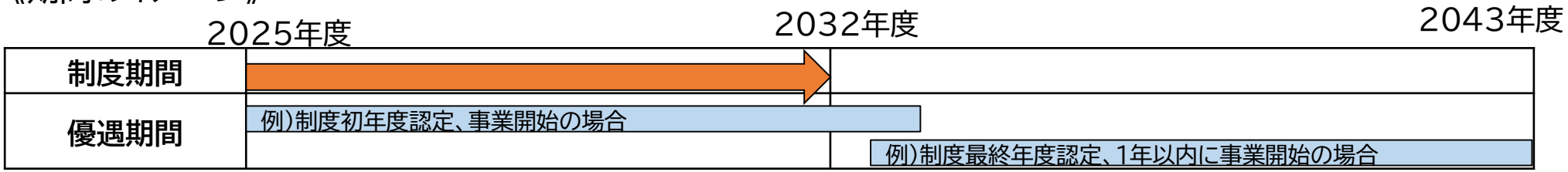

全道版基本計画策定の目的

- 令和６年６月、**北海道・札幌市が「金融・資産運用特区」の対象地域**に決定。
  また、**北海道が「国家戦略特区」**に指定。

- 特区指定を契機に、既存の税制優遇制度である**「地域未来投資促進法」による支援措置も活用しながら、全道域にGX産業の集積を図るため、**
  道と市町村が共同して、**全道版基本計画**（北海道GX地域未来投資促進基本計画）**を策定**する。

- 基本計画の**対象区域に立地する事業者は、**事業計画について道から承認を受け、
  一定の要件のもと、**法人税や不動産取得税等の課税免除を受ける**ことができる。

＜事業推進の基本的な流れと課税の特例申請スキーム＞

都道府県 市町村

① 基本計画の策定 → ② 国が同意

事業者

③ 地域経済牽引事業計画の作成 → ④ 道が承認

※景観や環境への配慮などに課題のある事例が見られることから、地域との合意形成状況を確認の上、承認手続きを進める。

⑤ 地域経済牽引事業の実施 → ⑥ 課税特例の申請 → ⑦ 国が確認

GX産業の集積を促進する税制優遇の内容

● 課税免除を受けるには、対象となる地域や業種、取得価額、雇用者数の増加など、法律及び条例ごとに規定される**一定の要件を満たす必要があるが、立地企業は、下表の税目について優遇措置を受けることができる。**

	GX産業の推進に係る業種・分野	取得価額	法人税		法人道民税	法人事業税	不動産取得税	道固定資産税
			税額控除	特別償却				
道のGXに関する税制優遇制度（全市町村）	製造業、サービス業 金融業、電気･ｶﾞｽ･熱供給業 等	1億円超 ※過疎地域は500万円以上	―	―	●	●	●	●
地域未来投資促進法（167市町村）	ものづくり デジタル エネルギー	1億円超	●	●	―	―	●	●
過疎法（148市町村）	製造業 情報ｻｰﾋﾞｽ業 等	500万円以上	―	●	―	●	●	●
半島振興法（25市町村）	製造業 情報ｻｰﾋﾞｽ業 等	500万円以上	―	●	―	●	●	●
離島振興法（６町）	製造業 情報ｻｰﾋﾞｽ業 等	500万円以上	―	●	―	●	●	●
原発特措法（４町村）	製造業	2,700万円超	―	―	―	●	●	●
地域再生法（全市町村）	本社機能 （事務所等）	3,800万円以上	―	―	―	●	●	●

基本計画の対象区域

※

- 市町村の参画意向を踏まえ、本計画の対象区域を**167市町村**（35市120町12村/93.3%）**に決定。**

- 市町村の希望に沿って**除外区域を設定**するほか、国立・国定公園区域や鳥獣保護区等を対象区域としている場合には、**環境保全のための配慮事項を記載。**

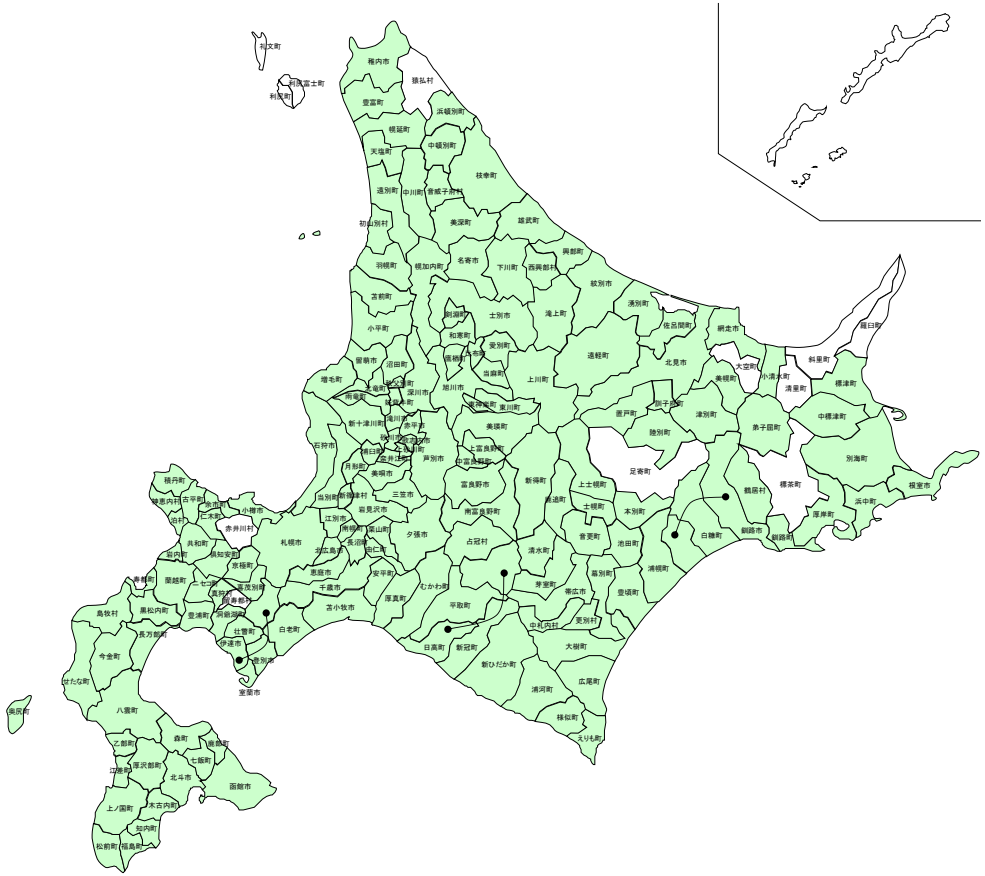

※ 現時点で未参画の自治体が計画策定後に参画を希望する場合は適宜追加する

	市町村名
空知(24)	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
石狩(8)	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
後志(18)	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町
胆振(11)	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
日高(7)	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
渡島(11)	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜山(7)	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上川(23)	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
留萌(8)	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷(6)	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町
ｵﾎｰﾂｸ(15)	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十勝(18)	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、陸別町、浦幌町
釧路(7)	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室(4)	根室市、別海町、中標津町、標津町

北海道産業振興条例に基づく助成措置（企業立地の促進）の改正

助成制度見直しの背景

○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（産業振興条例）は、条例の附則に基づき、５年を経過するごとに社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしている（前回の見直しは令和３年度に点検・検討を行い、令和４年度に条例施行規則を改正）。

○今般、次世代半導体の製造拠点や大型のデータセンターの立地、ＧＸ金融・資産運用特区の指定等の企業立地を取り巻く環境の変化を踏まえ、次期見直し（令和９年）を待つことなく、企業立地の更なる促進を図るため、条例施行規則の一部を改正。

北海道産業振興条例に基づく助成措置（企業立地の促進）の改正

（１）GX関連産業の誘致に向けた見直し（類型Ⅰ）

【半導体関連産業】

・限度額を１５億円に拡充（現状１０億円）
・成長産業分野に「半導体関連産業」を創設
・半導体関連の製造に附随して行う回路設計を「半導体関連産業」の対象に追加
・高度物流関連事業の対象に高圧ガス等の保管倉庫を追加

【データセンター】

・限度額を１５億円に拡充（現状５億円）
・消費電力の６０％以上を再生可能エネルギーで賄うデータセンターを対象

【その他】

・海底直流送電、電気及び水素運搬船等の製造業を成長産業分野の対象に追加

（２）雇用要件の見直し（類型Ⅱ）

雇用増の要件を「３人以上」に緩和（現状「５人以上」）

・人手不足が一層深刻化する中で、企業においては省人化投資による対応が進んでいるため、要件を緩和。

（３）地域への立地促進に向けた見直し（類型Ⅰ・類型Ⅱ）

過疎法の対象地域かつ地域未来投資促進法の適用地域は、助成率を１％加算

・地域への立地を促進していくため、過疎法の対象地域（152市町村）のうち、地域未来投資促進法の適用地域の助成率を加算する。